R5年度いじめ防止基本方針

愛知県立刈谷東高等学校
定時制課程昼間

1　いじめの防止についての基本的な考え方

平成25年６月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布された。さらに、それを受けて同年10月11日、文部科学省から「いじめ防止基本方針の策定について」が通知された。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たらなくてはならない。

学校は生徒にとって、教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組まなければならない。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図らなくてはならない。

このような思いで、本校定時制課程昼間は「いじめ防止基本方針」を策定した。

（１）いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第２条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

（２）いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2　いじめ防止対策組織について　～いじめを起こさないために～

（１）組織について

教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア　「いじめ・不登校指導委員会」について

«役割»

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ・不登校指導委員会」が組織で対応する。

«本会議の構成員»

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

«指導・支援班»

本会議が、事案に応じて、適切な教員等を成員とする指導・支援班を決定し、実際の対応を指示・支援する。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切な成員で対応できるよう柔軟に班を組んで対応する。

【組織図】「いじめ・不登校指導員会」

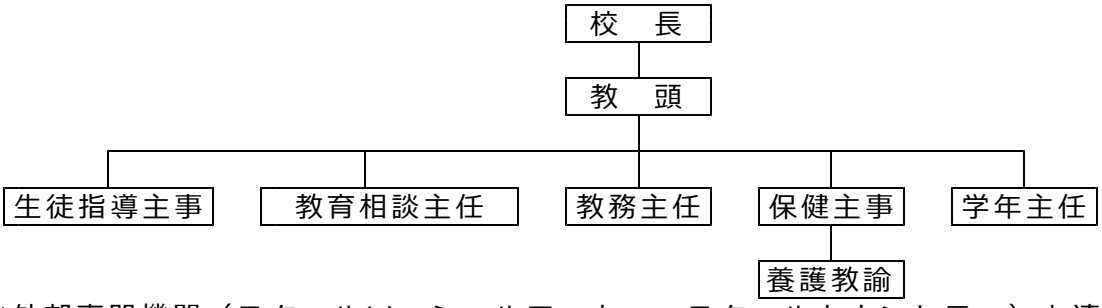

※外部専門機関（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）と連携
※事案によって構成員を柔軟に変える。

(2) 「いじめ・不登校指導員会」の役割と機能等

ア　取組の検証（ＰＤＣＡサイクル）

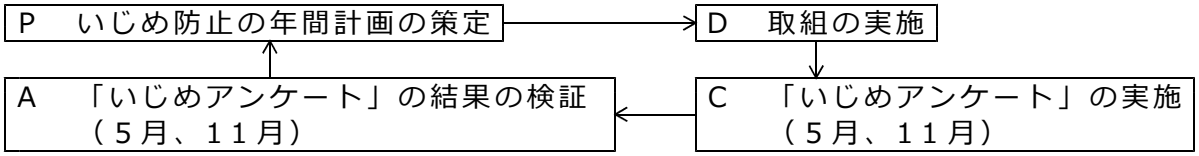

イ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

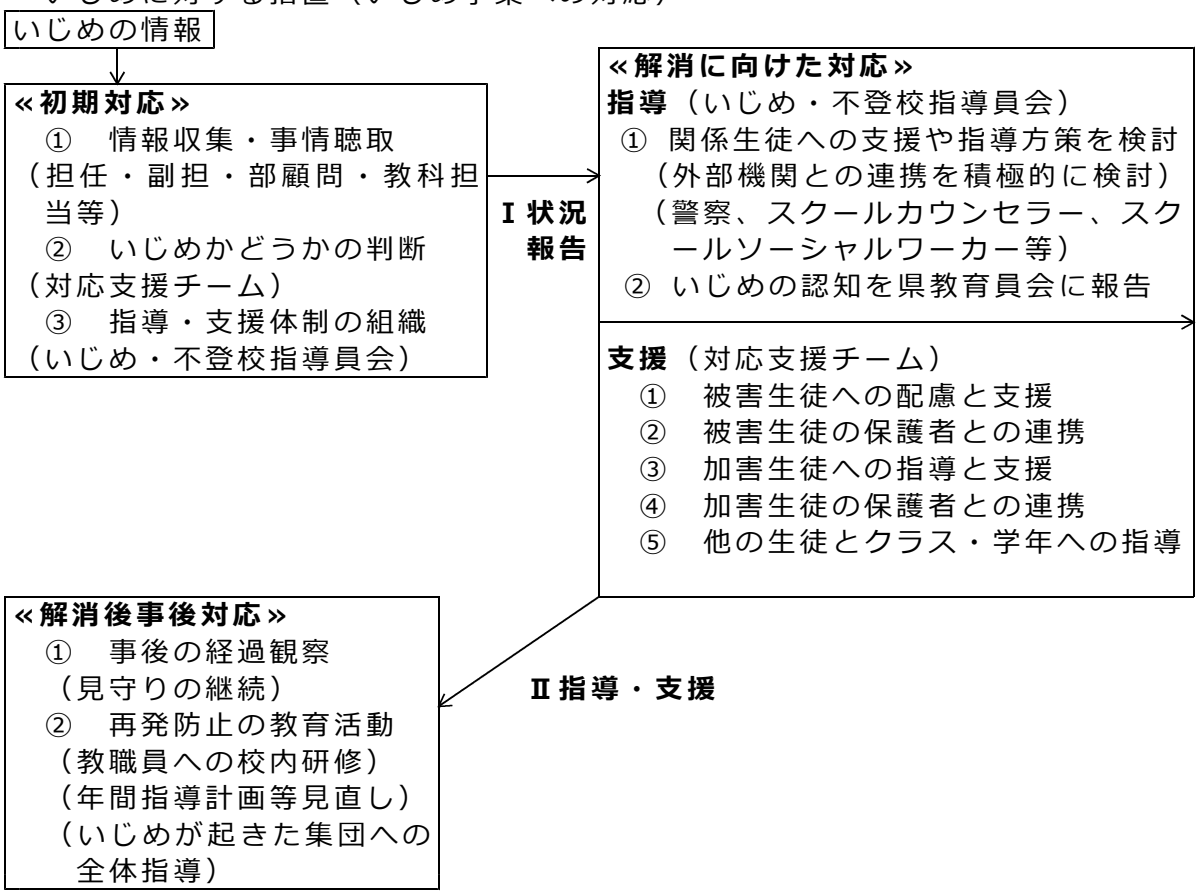

ウ　教職員への共通理解と意識啓発

(ｱ) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

(ｲ) 「いじめ・不登校指導委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

(ｳ) OJTの中で、「いじめ」の事例研究会を実施する。

エ　生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

(ｱ) 「いじめ防止基本方針」及び「いじめ・不登校指導会議の自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

(ｱ) 本館棟相談室前の廊下に「意見箱」（鍵付き）を設置し、生徒がいじめや悩みについて、学校に伝えられるようにする。「意見箱」設置については、全校生徒に周知する。

オ　重大事態への対応

（１）重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

（ｱ）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（ｲ）いじめにより生徒が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（ｳ）生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

（２）基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校指導員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3　いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

ア　現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。**（いじめに対する共通理解）**

イ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。**（生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する）**

ウ　一人ひとりを大切にし、発達支援的な授業づくりに努める。教職員の不適切な指導によるいじめを助長することがないように細心の注意を払う。生徒自らいじめ等について考える取り組みを積極的に実施する。

（いじめを生まないための指導に留意する）

エ　クラスや部活動などで活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。体験活動やボランティア活動等を通して社会貢献を実感できる機会の提供に努める。**（自己有用感や自己肯定感を高める）**

(2) いじめの早期発見の取組

ア　教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ　「教育相談委員会」の定例会議（年２回）を開き、問題を抱える生徒について情報共有を図り、いじめの早期発見に努める。場合によっては「いじめ・不登校指導委員会」と兼ねる。

ウ　いじめを認知、又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校指導委員会」に報告をし、組織的に対応する。

エ　定期的な「いじめアンケート調査」（年２回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校指導員会」で組織的に対応する。

イ　被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家・関係機関等との連携のもとで取り組む。
オ　いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
カ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

4　取組の年間計画

月	取組等	未然防止	早期発見	点検検証
4	・職員への基本方針・年間計画の周知徹底	○		○
	・合格者オリエンテーションにて保護者・新入生に説明	○		
	・担任面談 ①	○	○	○
	・学年集会等で説明・指導	○		
5	・「生活アンケート」の実施		○	
6	・「生活アンケート」の集計・分析を踏まえて担任面談 ②		○	○
7	・教育相談委員会　（生徒の変化の把握等を周知徹底）	○	○	○
8				
9	・担任面談③	○	○	
10	・体育大会・修学旅行（第２学年）・校外学習（第１・３・４学年）における観察と全体指導	○	○	○
11	・「生活アンケート」の実施		○	
12	・人権啓発講座による全体指導	○	○	
	・文化発表会における観察と全体指導	○	○	○
	・「生活アンケート」の集計・分析を踏まえて担任面談 ④		○	○
1	・教育相談委員会　（生徒の変化の把握等を周知徹底）	○	○	○
2	・卒業生を送る会における観察と全体指導	○	○	○
3	・卒業式における観察と全体指導	○	○	

５年２月７日策定